

泉大津市議会令和2年第1回定例会会議事項

(令和2年2月25日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1	専決処分報告の件（令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件）	5
同	2	平成30年度健全化判断比率報告の件	23
同	3	平成30年度資金不足比率報告の件	25
議 案	1	泉大津市附属機関設置条例制定の件	27
同	2	泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の件	33
同	3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	39
同	4	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件	45
同	5	泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	49
同	6	泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件	57
同	7	泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	67
同	8	本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件	85
同	9	町区域の一部変更の件	89
同	10	泉大津市総合計画策定の件	93
同	11	令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件	97
同	12	令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	155
同	13	令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	175

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	1 4	令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	1 9 1
同	1 5	令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算の件	2 0 7
同	1 6	令和元年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	2 3 1
同	1 7	令和元年度泉大津市病院事業会計補正予算の件	2 4 1
同	1 8	令和２年度泉大津市一般会計予算の件	別 冊
同	1 9	令和２年度泉大津市土地取得事業特別会計予算の件	同
同	2 0	令和２年度泉大津市国民健康保険事業特別会計予算の件	同
同	2 1	令和２年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の件	同
同	2 2	令和２年度泉大津市後期高齢者医療特別会計予算の件	同
同	2 3	令和２年度泉大津市水道事業会計予算の件	同
同	2 4	令和２年度泉大津市下水道事業会計予算の件	同
同	2 5	令和２年度泉大津市病院事業会計予算の件	同

報告第1号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和2年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	1
専 決 年 月 日	令和2年1月20日
事 件 名	令和元年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第4号）

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第4号)

専決第 1 号

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

令和元年度泉大津市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 3, 6 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8, 2 7 6, 6 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 月 2 0 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰入金		413,621	133,670	547,291
	1 基金繰入金	385,740	133,670	519,410
歳 入 合 計		28,143,003	133,670	28,276,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2, 842, 298	133, 670	2, 975, 968
	1 総務管理費	2, 126, 798	133, 670	2, 260, 468
歳 出 合 計		28, 143, 003	133, 670	28, 276, 673

令和元年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第4号)

歳入歳出補正予算

1 総括 歳入

款	補正前の額
17 繰入金	413,621
歳入合計	28,143,003

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1 3 3, 6 7 0	5 4 7, 2 9 1
1 3 3, 6 7 0	2 8, 2 7 6, 6 7 3

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2,842,298	133,670
歳 出 合 計	28,143,003	133,670

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2,975,968				133,670
28,276,673				133,670

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 413,621	千円 133,670	千円 547,291

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	145,809	133,670	279,479
計	385,740	133,670	519,410

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	133,670	財政調整基金繰入金

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 842, 298	千円 133, 670	千円 2, 975, 968

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 広報費	103, 392	133, 670	237, 062				133, 670
計	2, 126, 798	133, 670	2, 260, 468				133, 670

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 報償費	89,052	5 泉大津市ふるさと 応援寄附事業 133,670	8 報償費 89,052 ふるさと納税謝礼記念品
12 役務費	11,825		12 役務費 11,825 郵便振替取扱手数料 11
13 委託料	32,793		寄附金クレジットカード収納システム手数料 3,905 寄附申込システム手数料 7,909
			13 委託料 32,793 ふるさと納税システム業務委託料

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

報告第2号

平成30年度健全化判断比率報告の件

平成30年度健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、市議会に報告する。

令和2年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.9	68.2

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため、「—」と表記している。

報告第3号

平成30年度資金不足比率報告の件

平成30年度資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、市議会に報告する。

令和2年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

（単位：％）

特 別 会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
病 院 事 業 会 計	8.8

備考 資金不足がない会計については、「—」と表記している。

議案第 1 号

泉大津市附属機関設置条例制定の件

泉大津市附属機関設置条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

これまで要綱等に基づき設置していた委員会のうち、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の要件を満たす委員会について、同項及び第 2 0 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、附属機関として位置付けるため条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市附属機関設置条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、別表に掲げる附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 市長の附属機関

名 称	担 任 事 務
泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金審査委員会	がんばる市民公益活動応援補助金の補助対象事業の審査に関する事務
泉大津市入札等監視委員会	入札及び契約手続についての調査審議並びに入札及び契約の過程に係る再苦情申立ての調査審議に関する事務
泉大津市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務
泉大津市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否及び入所者の入所の継続の要否の判定審査に関する事務

泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務
泉大津市介護老人福祉施設等事業者選定委員会	介護老人福祉施設等の整備事業者の選定についての審査に関する事務
泉大津市就園支援委員会	障害のある乳幼児の就園に係る支援についての調査審議に関する事務
いずみおおつ健康食育計画推進委員会	いずみおおつ健康食育計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務

2 教育委員会の附属機関

名 称	担 任 事 務
泉大津市就学支援委員会	障害のある幼児、児童又は生徒の就学に係る教育的支援についての調査審議に関する事務
泉大津市スポーツ施設運営委員会	スポーツ施設の管理運営についての調査審議に関する事務

(参 考)

泉大津市附属機関設置条例（案）要綱

本条例（案）は、これまで要綱等に基づき設置していた委員会のうち、地方自治法第138条の4第3項の要件を満たす委員会について、同項及び第202条の3第1項の規定に基づき、附属機関として位置付けるために条例を制定するものであること。

1 趣旨

この条例（案）は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものであること。（第1条）

2 設置

市は、次の表に掲げる附属機関を置くものであること。（第2条及び別表）

(1) 市長の附属機関

名 称	担 任 事 務
泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金審査委員会	がんばる市民公益活動応援補助金の補助対象事業の審査に関する事務
泉大津市入札等監視委員会	入札及び契約手続についての調査審議並びに入札及び契約の過程に係る再苦情申立ての調査審議に関する事務
泉大津市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務
泉大津市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否及び入所者の入所の継続の要否の判定審査に関する事務
泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務

泉大津市介護老人福祉施設等事業者選定委員会	介護老人福祉施設等の整備事業者の選定についての審査に関する事務
泉大津市就園支援委員会	障害のある乳幼児の就園に係る支援についての調査審議に関する事務
いずみおおつ健康食育計画推進委員会	いずみおおつ健康食育計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務

(2) 教育委員会の附属機関

名 称	担 任 事 務
泉大津市就学支援委員会	障害のある幼児、児童又は生徒の就学に係る教育的支援についての調査審議に関する事務
泉大津市スポーツ施設運営委員会	スポーツ施設の管理運営についての調査審議に関する事務

3 委任

この条例（案）に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定めるものであること。（第3条）

4 施行期日

この条例（案）は、令和2年4月1日から施行するものであること。

議案第 2 号

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正
の件

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）が公布され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められたことに伴い、印鑑の登録資格等について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 5 年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 3 項中「記載」の次に「(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を加える。

第 6 条第 1 項第 4 号中「(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められたことに伴い、印鑑の登録資格等について所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

- (1) 印鑑の登録資格の欠格事由である「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものであること。（第2条第2項関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(登録資格) 第 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> (登録印鑑) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（<u>法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することが	(登録資格) 第 2 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>成年被後見人</u> (登録印鑑) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

改 正 案	現 行
できる。 (印鑑登録原票) 第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称） (5)～(8) (略) 2 (略)	(印鑑登録原票) 第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 <u>（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u> がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称） (5)～(8) (略) 2 (略)

議案第 3 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市附属機関設置条例（令和 2 年泉大津市条例第 号）に基づき設置する
附属機関の委員及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 4 条の規定によ
る専門委員の報酬及び費用弁償について定めるとともに、所要の改正を行うもので
ある。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年泉大津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法」の次に「(昭和 22 年法律第 67 号)」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

別表中 「

交通災害共済審査会の委員	同 9,000 円
--------------	-----------

」を

削り、「

障害者介護給付費等認定審査会の委員	同 18,000 円
-------------------	------------

」を

「

障害者介護給付費等認定審査会の委員	同 18,000 円
泉大津市附属機関設置条例(令和 2 年泉大津市条例第 号)に基づく附属機関の委員(別に定めがあるものを除く。)	同 9,000 円
地方自治法第 174 条の規定による専門委員(別に定めがあるものを除く。)	同 9,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関の委員及び地方自治法第１７４条の規定による専門委員の報酬及び費用弁償について定めるとともに、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

- (1) 泉大津市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関の委員及び地方自治法第１７４条の規定による専門委員の報酬及び費用弁償について、次のとおり定めるものであること。（別表関係）

区 分	報酬の額	旅費の額
泉大津市附属機関設置条例に基づく附属機関の委員（別に定めがあるものを除く。）	日額 9,000 円	泉大津市職員旅費条例（昭和38年泉大津市条例第16号）に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額
地方自治法第１７４条の規定による専門委員（別に定めがあるものを除く。）	同 9,000 円	

- (2) 既に廃止されている交通災害共済審査会の委員の項を報酬表から削るものであること。（別表関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、令和２年４月１日から施行するものであること。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																						
(目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法<u>(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)</u> 第 2 0 3 条の 2 の規定に<u>基づき</u>、この市の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。 別表 <table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="5">泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額</td></tr><tr><td>障害者介護給付費等認定審査会の委員</td><td>同 18,000 円</td></tr><tr><td>泉大津市附属機関設置条例（令和 2 年泉大津市条例第 号）に基づく附属機関の委員(別に定めがあるものを除く。)</td><td>同 9,000 円</td></tr><tr><td>地方自治法第 1 7 4 条の規定による専門委員（別に定めがあるものを除く。)</td><td>同 9,000 円</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 (略)	区分	報酬の額	旅費の額	(略)	(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額	障害者介護給付費等認定審査会の委員	同 18,000 円	泉大津市附属機関設置条例（令和 2 年泉大津市条例第 号）に基づく附属機関の委員(別に定めがあるものを除く。)	同 9,000 円	地方自治法第 1 7 4 条の規定による専門委員（別に定めがあるものを除く。)	同 9,000 円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法第 2 0 3 条の 2 の規定に<u>基き</u>、この市の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。 別表 <table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="3">泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額</td></tr><tr><td>交通災害共済審査会の委員</td><td>同 9,000 円</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>障害者介護給付費等認定審査会の委員</td><td>同 18,000 円</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 (略)	区分	報酬の額	旅費の額	(略)	(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額	交通災害共済審査会の委員	同 9,000 円	(略)	(略)	障害者介護給付費等認定審査会の委員	同 18,000 円		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	報酬の額	旅費の額																																					
(略)	(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額																																					
障害者介護給付費等認定審査会の委員	同 18,000 円																																						
泉大津市附属機関設置条例（令和 2 年泉大津市条例第 号）に基づく附属機関の委員(別に定めがあるものを除く。)	同 9,000 円																																						
地方自治法第 1 7 4 条の規定による専門委員（別に定めがあるものを除く。)	同 9,000 円																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)																																					
区分	報酬の額	旅費の額																																					
(略)	(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額																																					
交通災害共済審査会の委員	同 9,000 円																																						
(略)	(略)																																						
障害者介護給付費等認定審査会の委員	同 18,000 円																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					

議案第 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、給料を支給されるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償の例によることとする規定を新たに整備するため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年泉大津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(参 考)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)

議案第 5 号

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正の件

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、本市会計年度任用職員の給与についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円
1	1 4 6, 1 0 0	1 9 5, 5 0 0
2	1 4 7, 2 0 0	1 9 7, 3 0 0
3	1 4 8, 4 0 0	1 9 9, 1 0 0
4	1 4 9, 5 0 0	2 0 0, 9 0 0
5	1 5 0, 6 0 0	2 0 2, 4 0 0
6	1 5 1, 7 0 0	2 0 4, 2 0 0
7	1 5 2, 8 0 0	2 0 6, 0 0 0
8	1 5 3, 9 0 0	2 0 7, 8 0 0
9	1 5 4, 9 0 0	2 0 9, 4 0 0
1 0	1 5 6, 3 0 0	2 1 1, 2 0 0
1 1	1 5 7, 6 0 0	2 1 3, 0 0 0
1 2	1 5 8, 9 0 0	2 1 4, 8 0 0
1 3	1 6 0, 1 0 0	2 1 6, 2 0 0
1 4	1 6 1, 6 0 0	2 1 8, 0 0 0
1 5	1 6 3, 1 0 0	2 1 9, 7 0 0
1 6	1 6 4, 7 0 0	2 2 1, 5 0 0

1 7	1 6 5, 9 0 0	2 2 3, 2 0 0
1 8	1 6 7, 4 0 0	2 2 4, 9 0 0
1 9	1 6 8, 9 0 0	2 2 6, 5 0 0
2 0	1 7 0, 4 0 0	2 2 8, 1 0 0
2 1	1 7 1, 7 0 0	2 2 9, 5 0 0
2 2	1 7 4, 4 0 0	2 3 1, 2 0 0
2 3	1 7 7, 0 0 0	2 3 2, 8 0 0
2 4	1 7 9, 6 0 0	2 3 4, 4 0 0
2 5	1 8 2, 2 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 6	1 8 3, 9 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 7	1 8 5, 5 0 0	2 3 8, 3 0 0
2 8	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0
2 9	1 8 8, 7 0 0	2 4 0, 7 0 0
3 0	1 9 0, 4 0 0	2 4 1, 9 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0	2 4 2, 9 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0	2 4 4, 1 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0	2 4 5, 4 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 4 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0	2 4 7, 6 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 9 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0	2 4 9, 8 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0	2 5 1, 1 0 0
3 9	2 0 3, 7 0 0	2 5 2, 3 0 0
4 0	2 0 5, 0 0 0	2 5 3, 6 0 0
4 1	2 0 6, 3 0 0	2 5 5, 0 0 0
4 2	2 0 7, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0
4 3	2 0 8, 9 0 0	2 5 7, 6 0 0
4 4	2 1 0, 2 0 0	2 5 8, 8 0 0
4 5	2 1 1, 3 0 0	2 6 0, 0 0 0

4 6	2 1 2, 6 0 0	2 6 1, 2 0 0
4 7	2 1 3, 9 0 0	2 6 2, 5 0 0
4 8	2 1 5, 2 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 9	2 1 6, 3 0 0	2 6 4, 7 0 0
5 0	2 1 7, 4 0 0	2 6 5, 8 0 0
5 1	2 1 8, 4 0 0	2 6 7, 1 0 0
5 2	2 1 9, 5 0 0	2 6 8, 4 0 0
5 3	2 2 0, 6 0 0	2 6 9, 4 0 0
5 4	2 2 1, 6 0 0	2 7 0, 5 0 0
5 5	2 2 2, 5 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 6	2 2 3, 5 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 3, 8 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 4, 6 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 5, 4 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 6, 1 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 6, 8 0 0	
6 2	2 2 7, 8 0 0	
6 3	2 2 8, 6 0 0	
6 4	2 2 9, 4 0 0	
6 5	2 3 0, 1 0 0	
6 6	2 3 0, 8 0 0	
6 7	2 3 1, 7 0 0	
6 8	2 3 2, 7 0 0	
6 9	2 3 3, 4 0 0	
7 0	2 3 4, 0 0 0	
7 1	2 3 4, 5 0 0	
7 2	2 3 5, 2 0 0	
7 3	2 3 6, 0 0 0	
7 4	2 3 6, 6 0 0	

7 5	2 3 7, 2 0 0	
7 6	2 3 7, 7 0 0	
7 7	2 3 8, 4 0 0	
7 8	2 3 9, 1 0 0	
7 9	2 3 9, 8 0 0	
8 0	2 4 0, 3 0 0	
8 1	2 4 0, 8 0 0	
8 2	2 4 1, 5 0 0	
8 3	2 4 2, 2 0 0	
8 4	2 4 2, 9 0 0	
8 5	2 4 3, 5 0 0	
8 6	2 4 4, 2 0 0	
8 7	2 4 4, 9 0 0	
8 8	2 4 5, 6 0 0	
8 9	2 4 6, 1 0 0	
9 0	2 4 6, 6 0 0	
9 1	2 4 6, 9 0 0	
9 2	2 4 7, 3 0 0	
9 3	2 4 7, 6 0 0	

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(参 考)

泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、本市会計年度任用職員の給与についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 給料表の改定

一般職の職員の給料表の改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するものであり、その切り替えについては、別紙資料の切替表のとおり会計年度任用職員の給料月額を引き上げるものであること。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例（案）は、令和2年4月1日から施行するものであること。

行政職給料表新旧切り替え表

号	1級				号	2級			
	旧給料 月 額	新給料 月 額	改定 差額	改定率		旧給料 月 額	新給料 月 額	改定 差額	改定率
1	144,100	146,100	2,000	1.39	1	194,000	195,500	1,500	0.77
2	145,200	147,200	2,000	1.38	2	195,800	197,300	1,500	0.77
3	146,400	148,400	2,000	1.37	3	197,600	199,100	1,500	0.76
4	147,500	149,500	2,000	1.36	4	199,400	200,900	1,500	0.75
5	148,600	150,600	2,000	1.35	5	200,900	202,400	1,500	0.75
6	149,700	151,700	2,000	1.34	6	202,700	204,200	1,500	0.74
7	150,800	152,800	2,000	1.33	7	204,500	206,000	1,500	0.73
8	151,900	153,900	2,000	1.32	8	206,300	207,800	1,500	0.73
9	153,000	154,900	1,900	1.24	9	207,900	209,400	1,500	0.72
10	154,400	156,300	1,900	1.23	10	209,700	211,200	1,500	0.72
11	155,700	157,600	1,900	1.22	11	211,500	213,000	1,500	0.71
12	157,000	158,900	1,900	1.21	12	213,300	214,800	1,500	0.70
13	158,300	160,100	1,800	1.14	13	214,700	216,200	1,500	0.70
14	159,800	161,600	1,800	1.13	14	216,500	218,000	1,500	0.69
15	161,300	163,100	1,800	1.12	15	218,200	219,700	1,500	0.69
16	162,900	164,700	1,800	1.10	16	220,000	221,500	1,500	0.68
17	164,200	165,900	1,700	1.04	17	221,700	223,200	1,500	0.68
18	165,700	167,400	1,700	1.03	18	223,400	224,900	1,500	0.67
19	167,200	168,900	1,700	1.02	19	225,000	226,500	1,500	0.67
20	168,700	170,400	1,700	1.01	20	226,600	228,100	1,500	0.66
21	170,100	171,700	1,600	0.94	21	228,000	229,500	1,500	0.66
22	172,800	174,400	1,600	0.93	22	229,700	231,200	1,500	0.65
23	175,400	177,000	1,600	0.91	23	231,300	232,800	1,500	0.65
24	178,000	179,600	1,600	0.90	24	232,900	234,400	1,500	0.64
25	180,700	182,200	1,500	0.83	25	234,000	235,400	1,400	0.60
26	182,400	183,900	1,500	0.82	26	235,500	236,900	1,400	0.59
27	184,000	185,500	1,500	0.82	27	236,900	238,300	1,400	0.59
28	185,700	187,200	1,500	0.81	28	238,200	239,500	1,300	0.55
29	187,200	188,700	1,500	0.80	29	239,500	240,700	1,200	0.50
30	188,900	190,400	1,500	0.79	30	240,700	241,900	1,200	0.50
31	190,700	192,200	1,500	0.79	31	241,700	242,900	1,200	0.50
32	192,400	193,900	1,500	0.78	32	242,900	244,100	1,200	0.49
33	194,000	195,500	1,500	0.77	33	244,200	245,400	1,200	0.49
34	195,400	196,900	1,500	0.77	34	245,300	246,400	1,100	0.45
35	196,900	198,400	1,500	0.76	35	246,500	247,600	1,100	0.45
36	198,400	199,900	1,500	0.76	36	247,800	248,900	1,100	0.44
37	199,700	201,200	1,500	0.75	37	248,700	249,800	1,100	0.44
38	201,000	202,500	1,500	0.75	38	250,100	251,100	1,000	0.40
39	202,200	203,700	1,500	0.74	39	251,500	252,300	800	0.32
40	203,500	205,000	1,500	0.74	40	252,900	253,600	700	0.28
41	204,800	206,300	1,500	0.73	41	254,300	255,000	700	0.28
42	206,100	207,600	1,500	0.73	42	255,700	256,400	700	0.27
43	207,400	208,900	1,500	0.72	43	257,100	257,600	500	0.19
44	208,700	210,200	1,500	0.72	44	258,400	258,800	400	0.15
45	209,800	211,300	1,500	0.71	45	259,600	260,000	400	0.15
46	211,100	212,600	1,500	0.71	46	260,900	261,200	300	0.11
47	212,400	213,900	1,500	0.71	47	262,300	262,500	200	0.08
48	213,700	215,200	1,500	0.70	48	263,600	263,600	0	0.00

号	1級				号	2級			
	旧給料 月 額	新給料 月 額	改定 差額	改定率		旧給料 月 額	新給料 月 額	改定 差額	改定率
49	214,800	216,300	1,500	0.70	49	264,700	264,700	0	0.00
50	215,900	217,400	1,500	0.69	50	265,800	265,800	0	0.00
51	216,900	218,400	1,500	0.69	51	267,100	267,100	0	0.00
52	218,000	219,500	1,500	0.69	52	268,400	268,400	0	0.00
53	219,100	220,600	1,500	0.68	53	269,400	269,400	0	0.00
54	220,100	221,600	1,500	0.68	54	270,500	270,500	0	0.00
55	221,000	222,500	1,500	0.68	55	271,800	271,800	0	0.00
56	222,000	223,500	1,500	0.68	56	273,100	273,100	0	0.00
57	222,400	223,800	1,400	0.63	57	274,000	274,000	0	0.00
58	223,300	224,600	1,300	0.58	58	275,000	275,000	0	0.00
59	224,100	225,400	1,300	0.58	59	275,900	275,900	0	0.00
60	224,900	226,100	1,200	0.53	60	277,000	277,000	0	0.00
61	225,600	226,800	1,200	0.53					
62	226,600	227,800	1,200	0.53					
63	227,400	228,600	1,200	0.53					
64	228,300	229,400	1,100	0.48					
65	229,000	230,100	1,100	0.48					
66	229,800	230,800	1,000	0.44					
67	230,700	231,700	1,000	0.43					
68	231,700	232,700	1,000	0.43					
69	232,400	233,400	1,000	0.43					
70	233,100	234,000	900	0.39					
71	233,700	234,500	800	0.34					
72	234,500	235,200	700	0.30					
73	235,300	236,000	700	0.30					
74	236,000	236,600	600	0.25					
75	236,700	237,200	500	0.21					
76	237,300	237,700	400	0.17					
77	238,000	238,400	400	0.17					
78	238,800	239,100	300	0.13					
79	239,600	239,800	200	0.08					
80	240,300	240,300	0	0.00					
81	240,800	240,800	0	0.00					
82	241,500	241,500	0	0.00					
83	242,200	242,200	0	0.00					
84	242,900	242,900	0	0.00					
85	243,500	243,500	0	0.00					
86	244,200	244,200	0	0.00					
87	244,900	244,900	0	0.00					
88	245,600	245,600	0	0.00					
89	246,100	246,100	0	0.00					
90	246,600	246,600	0	0.00					
91	246,900	246,900	0	0.00					
92	247,300	247,300	0	0.00					
93	247,600	247,600	0	0.00					

議案第 6 号

泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 1 8 号）の公布に伴い、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準について所要の改正を行うとともに、大阪府の標準保険料率の改正により、府内の保険料算定ルールに基づき算定された市町村ごとの標準保険料率が示されたことに伴い、基礎賦課限度額並びに一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市国民健康保険料条例（昭和 51 年泉大津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「100 分の 8.28」を「100 分の 8.47」に改め、同項第 2 号中「28,722 円」を「29,975 円」に改め、同項第 3 号ア中「30,738 円」を「31,633 円」に改める。

第 5 条の 5 中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号中「100 分の 2.49」を「100 分の 2.61」に改め、同項第 2 号中「8,577 円」を「9,076 円」に改め、同項第 3 号ア中「9,179 円」を「9,578 円」に改める。

第 5 条の 9 第 1 項第 1 号中「100 分の 2.39」を「100 分の 2.54」に改め、同項第 2 号中「17,704 円」を「18,831 円」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「28 万円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の泉大津市国民健康保険料条例の規定は、令和 2 年度分の国民健康保険料から適用し、令和元年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例（案）は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準について所要の改正を行うとともに、大阪府の標準保険料率の改正により、府内の保険料算定ルールに基づき算定された市町村ごとの標準保険料率が示されたことに伴い、基礎賦課限度額並びに一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率について所要の改正を行うものであること。

1 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正

国民健康保険料を軽減する所得判定基準について、次のとおり改めるものであること。（第9条第1項関係）

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を、28万円から285,000円に引き上げるものであること。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を、51万円から52万円に引き上げるものであること。

2 大阪府の標準保険料率の改正に伴う改正

(1) 基礎賦課限度額

基礎賦課限度額を、58万円から61万円に引き上げるものであること。（第5条の5関係）

(2) 保険料率

ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。（第5条第1項関係）

区 分	改 正 案	現 行
所得割	8.47%	8.28%
均等割	29,975円	28,722円
平等割（※）	31,633円	30,738円

※ 特定世帯又は特定継続世帯を除く。

イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。(第5条の5の5第1項関係)

区 分	改 正 案	現 行
所得割	2. 6 1 %	2. 4 9 %
均等割	9, 0 7 6 円	8, 5 7 7 円
平等割 (※)	9, 5 7 8 円	9, 1 7 9 円

※ 特定世帯又は特定継続世帯を除く。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。(第5条の9第1項関係)

区 分	改 正 案	現 行
所得割	2. 5 4 %	2. 3 9 %
均等割	1 8, 8 3 1 円	1 7, 7 0 4 円

3 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和2年4月1日から施行するものであること。(附則第1項)

(2) 適用区分

この条例(案)の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。(附則第2項)

泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第5条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の8.47</u> (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>29,975円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>31,633円</u> イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第5条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の8.28</u> (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>28,722円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>30,738円</u> イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

改 正 案	現 行
る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額 2及び3 （略） （基礎賦課限度額） 第5条の5 第3条又は第5条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第3条の基礎賦課額と第5条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第8条及び第9条において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。 （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第5条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額 2及び3 （略） （基礎賦課限度額） 第5条の5 第3条又は第5条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第3条の基礎賦課額と第5条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第8条及び第9条において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。 （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第5条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

改 正 案	現 行
(1) 所得割 <u>1 0 0 分の 2. 6 1</u> (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき <u>9, 0 7 6 円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ アからウまでに掲げる額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の 世帯 1 世帯につき <u>9, 5 7 8</u> <u>円</u> イ 特定世帯 アの額に 2 分の 1 を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アの額に 4 分 の 3 を乗じて得た額 2 及び 3 (略) (介護納付金賦課額の保険料率)	(1) 所得割 <u>1 0 0 分の 2. 4 9</u> (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき <u>8, 5 7 7 円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ アからウまでに掲げる額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の 世帯 1 世帯につき <u>9, 1 7 9</u> <u>円</u> イ 特定世帯 アの額に 2 分の 1 を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アの額に 4 分 の 3 を乗じて得た額 2 及び 3 (略) (介護納付金賦課額の保険料率)
第 5 条の 9 介護納付金賦課被保険者 に係る介護納付金賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>1 0 0 分の 2. 5 4</u> (2) 被保険者均等割 介護納付金賦 課被保険者 1 人につき <u>1 8, 8 3</u> <u>1 円</u>	第 5 条の 9 介護納付金賦課被保険者 に係る介護納付金賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>1 0 0 分の 2. 3 9</u> (2) 被保険者均等割 介護納付金賦 課被保険者 1 人につき <u>1 7, 7 0</u> <u>4 円</u>
2 及び 3 (略) (保険料の減額賦課) 第 9 条 次の各号に該当する納付義務 者に課する保険料の賦課額のうち基 礎賦課額は、第 3 条又は第 5 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該	2 及び 3 (略) (保険料の減額賦課) 第 9 条 次の各号に該当する納付義務 者に課する保険料の賦課額のうち基 礎賦課額は、第 3 条又は第 5 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該

改 正 案	現 行
各号に定める額を減額して得た額 （当該減額して得た額が第5条の5 に定める賦課限度額を超えるとき は、当該賦課限度額）とする。 (1) （略） (2) 前号に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合 算額が、地方税法第314条の2 第2項に掲げる金額に、<u>285,</u> <u>000円</u>に当該年度の保険料賦課 期日（賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合にはその発生 した日とする。）現在において当該 世帯に属する被保険者の数と特定 同一世帯所属者の数の合計数を乗 じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務 者であって前号に該当する者以外 の者 アに掲げる額に当該世帯に 属する被保険者のうち当該年度分 の基礎賦課額の被保険者均等割額 の算定の対象とされる者の数を乗 じて得た額とイに掲げる額とを合 算した額 ア及びイ （略） (3) 第1号に規定する総所得金額及 び山林所得金額並びに他の所得と	各号に定める額を減額して得た額 （当該減額して得た額が第5条の5 に定める賦課限度額を超えるとき は、当該賦課限度額）とする。 (1) （略） (2) 前号に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合 算額が、地方税法第314条の2 第2項に掲げる金額に、<u>28万円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦 課期日後に保険料の納付義務が発 生した場合にはその発生した日と する。）現在において当該世帯に属 する被保険者の数と特定同一世帯 所属者の数の合計数を乗じて得た 額を加算した金額を超えない世帯 に係る保険料の納付義務者であっ て前号に該当する者以外の者 ア に掲げる額に当該世帯に属する被 保険者のうち当該年度分の基礎賦 課額の被保険者均等割額の算定の 対象とされる者の数を乗じて得た 額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ （略） (3) 第1号に規定する総所得金額及 び山林所得金額並びに他の所得と

改 正 案	現 行
区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ （略） 2～4 （略）	区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ （略） 2～4 （略）

議案第 7 号

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

国の基準を参酌して定める本市条例について、今後国の基準の改正があった場合においても同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年泉大津市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第 34 条の 8 の 2 第 1 項に規定する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に定めるとおりとする。

第 3 条から第 21 条までを削る。

附則第 2 項中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に、「第 10 条第 3 項」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項」に改める。

附則第 3 項中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に、「第 9 条第 2 項」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、国の基準を参酌して定める本市条例について、今後国の基準の改正があった場合においても同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを行うものであること。

1 改正内容

- (1) 条例で定める本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に定めるとおりとするものであること。（第2条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、令和2年4月1日から施行するものであること。

泉大津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 <u>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）</u> 第 2 条 法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項に規定する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）に定めるとおりとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 <u>（定義）</u> 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 放課後児童健全育成事業 法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。 (2) 児童 法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。 (3) 保護者 法第 6 条に規定する保護者をいう。 <u>（最低基準の目的等）</u> 第 3 条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が明るくて、衛生的な環境

改 正 案	現 行
	<u>において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</u> <u>2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。</u> <u>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</u> <u>第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</u> <u>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</u> <u>3 市長は、泉大津市児童福祉審議会の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</u> <u>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</u> <u>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等</u>

改 正 案	現 行
	<u>により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</u> <u>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者</u>

改 正 案	現 行
	<u>に対する危害防止に十分な考慮を 払って設けなければならない。</u> <u>(放課後児童健全育成事業者と非常災 害対策)</u> <u>第 6 条 放課後児童健全育成事業者 は、軽便消火器等の消火用具、非常 口その他非常災害に必要な設備を設 けるとともに、非常災害に対する具 体的計画を立て、これに対する不断 の注意と訓練をするように努めなけ ればならない。</u> <u>2 前項の訓練のうち、避難及び消火 に対する訓練は、定期的に行わなけ ればならない。</u> <u>(放課後児童健全育成事業者の職員の 一般的要件)</u> <u>第 7 条 放課後児童健全育成事業にお いて利用者の支援に従事する職員 は、健全な心身を有し、豊かな人間 性と倫理観を備え、児童福祉事業に 熱意のある者であって、できる限り 児童福祉事業の理論及び実際につい て訓練を受けたものでなければなら ない。</u> <u>(放課後児童健全育成事業者の職員の 知識及び技能の向上等)</u> <u>第 8 条 放課後児童健全育成事業者の 職員は、常に自己研鑽さんに励み、</u>

改 正 案	現 行
	<u>児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u> <u>2 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1. 6 5 平方メートル以上でなければならない。</u> <u>3 専用区画並びに第 1 項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</u> <u>4 専用区画等は、衛生及び安全が確</u>

改 正 案	現 行
	<u>保されたものでなければならない。</u> <u>(職員)</u> <u>第 1 0 条 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、放課後児童健全育成事業所ごと</u> <u>に、放課後児童支援員を置かなけれ</u> <u>ばならない。</u> <u>2 放課後児童支援員の数は、支援の</u> <u>単位ごとに 2 人以上とする。ただ</u> <u>し、その 1 人を除き、補助員（放課</u> <u>後児童支援員が行う支援について放</u> <u>課後児童支援員を補助する者をい</u> <u>う。第 5 項において同じ。）をもって</u> <u>これに代えることができる。</u> <u>3 放課後児童支援員は、次の各号の</u> <u>いずれかに該当する者であって、都</u> <u>道府県知事又は地方自治法（昭和 2</u> <u>2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1</u> <u>9 第 1 項の指定都市の長が行う研修</u> <u>を修了したものでなければならない。</u> <u>(1) 保育士（国家戦略特別区域法</u> <u>（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第</u> <u>1 2 条の 4 第 2 項に規定する国家</u> <u>戦略特別区域限定保育士を含む。）</u> <u>の資格を有する者</u> <u>(2) 社会福祉士の資格を有する者</u> <u>(3) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第</u> <u>2 6 号）の規定による高等学校</u>

改 正 案	現 行
	<u>（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、２年以上児童福祉事業に従事したものの</u> <u>(4) 教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者</u> <u>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u>

改 正 案	現 行
	(6) <u>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</u> (7) <u>学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> (8) <u>外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> (9) <u>高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものの</u> (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u> 4 <u>第2項の支援の単位は、放課後児</u>

改 正 案	現 行
	<u>童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とする。</u> <u>５ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が２０人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>(利用者を平等に取り扱う原則)</u> <u>第１１条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</u> <u>(虐待等の禁止)</u> <u>第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> <u>(衛生管理等)</u>

改 正 案	現 行
	第 1 3 条 放課後児童健全育成事業者は、<u>利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u> 2 放課後児童健全育成事業者は、<u>放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 3 放課後児童健全育成事業所には、<u>必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</u> <u>(運営規程)</u> 第 1 4 条 放課後児童健全育成事業者は、<u>放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> (1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>開所している日及び時間</u> (4) <u>支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</u> (5) <u>利用定員</u>

改 正 案	現 行
	(6) <u>通常の事業の実施地域</u> (7) <u>事業の利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>緊急時等における対応方法</u> (9) <u>非常災害対策</u> (10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) <u>その他事業の運営に関する重要事項</u> <u>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</u> <u>第 1 5 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</u> <u>(秘密保持等)</u> <u>第 1 6 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(苦情への対応)</u> <u>第 1 7 条 放課後児童健全育成事業者</u>

改 正 案	現 行
	は、その行った支援に関する利用者又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 <u>（開所時間及び日数）</u> 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごと定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につ

改 正 案	現 行
	<u>き 8 時間</u> <u>(2) 小学校の授業の休業日以外の日</u> <u>に行う放課後児童健全育成事業</u> <u>1 日につき 3 時間</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、放</u> <u>課後児童健全育成事業所を開所する</u> <u>日数について、1 年につき 2 5 0 日</u> <u>以上を原則として、その地域におけ</u> <u>る児童の保護者の就労日数、小学校</u> <u>の授業の休業日その他の状況等を考</u> <u>慮して、当該事業所ごとに定める。</u> <u>(保護者との連絡)</u> <u>第 1 9 条 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、常に利用者の保護者と密接な連</u> <u>絡をとり、当該利用者の健康及び行</u> <u>動を説明するとともに、支援の内容</u> <u>等につき、その保護者の理解及び協</u> <u>力を得るよう努めなければならない</u> <u>い。</u> <u>(関係機関との連携)</u> <u>第 2 0 条 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、市、児童福祉施設、利用者の通</u> <u>学する小学校等関係機関と密接に連</u> <u>携して利用者の支援に当たらなけれ</u> <u>ばならない。</u> <u>(事故発生時の対応)</u> <u>第 2 1 条 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、利用者に対する支援の提供によ</u>

改 正 案	現 行
附 則 1 (略) (職員に関する経過措置) 2 この条例の施行の日から<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>までの間、<u>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 1 0 条第 3 項</u>の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 3 この条例の施行の日から<u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u>までの間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、<u>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 9 条第 2 項</u>の規定は、適用しない。	<u>り事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> 附 則 1 (略) (職員に関する経過措置) 2 この条例の施行の日から<u>令和 2 年 3 月 3 1 日</u>までの間、<u>第 1 0 条第 3 項</u>の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和 2 年 3 月 3 1 日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 3 この条例の施行の日から<u>令和 2 年 3 月 3 1 日</u>までの間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、<u>第 9 条第 2 項</u>の規定は、適用しない。

議案第 8 号

本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

場 所	泉大津市夕風町 20 番地先
面 積	64, 236.80 平方メートル
備 考	別図の斜線で示す区域

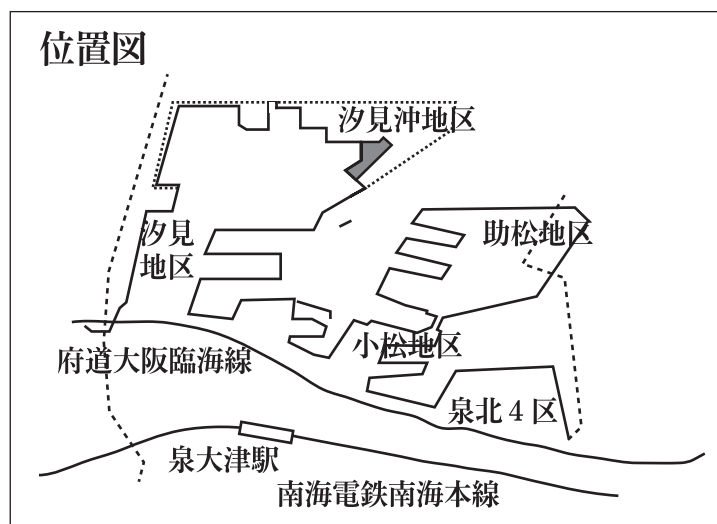
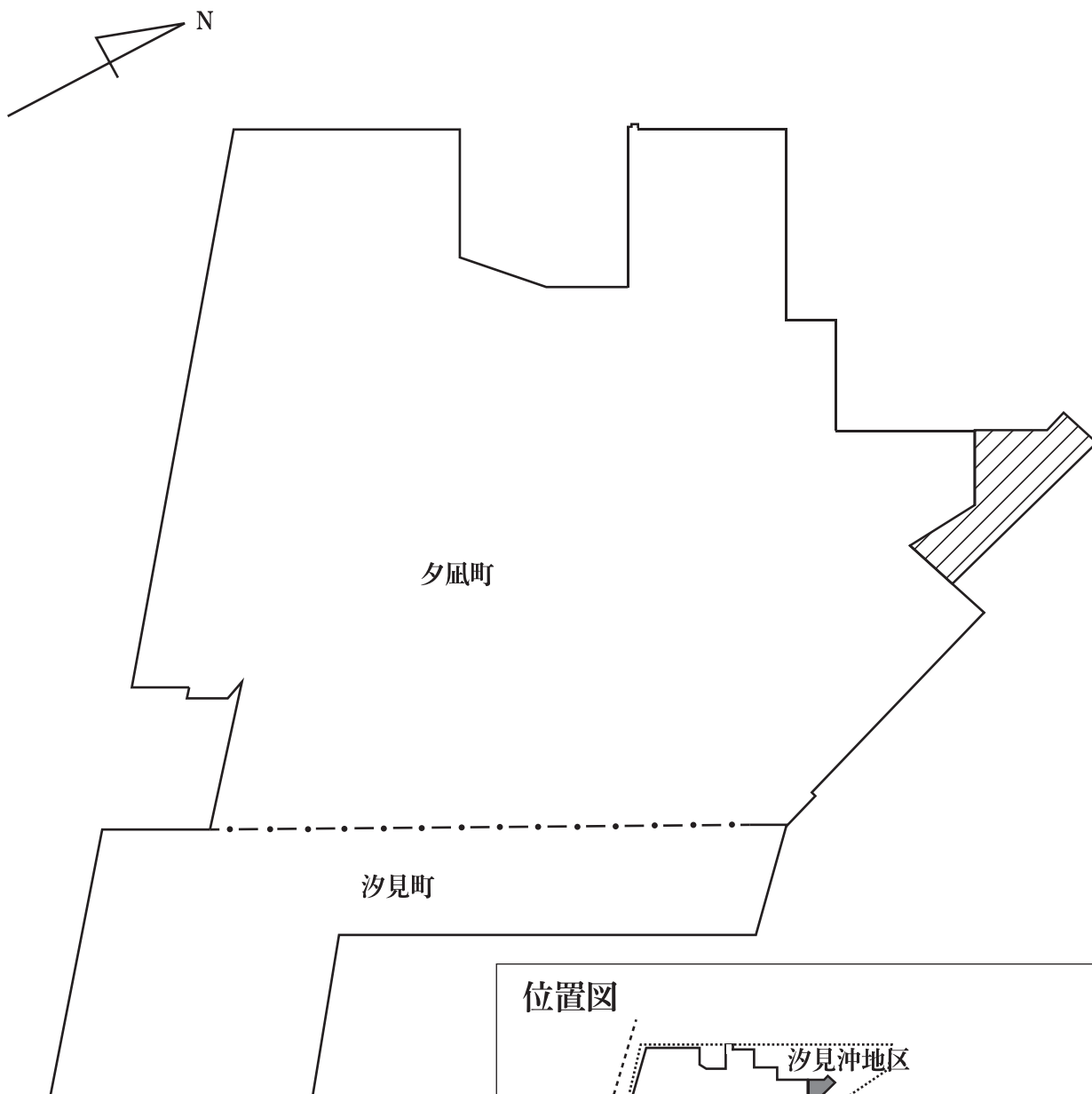
理 由

公有水面の埋立てにより、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認する必要がある。

これが、この案を提出する理由である。

別図

凡 例		新たに生じた土地
		町界



議案第 9 号

町区域の一部変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、町区域の一部を変更する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

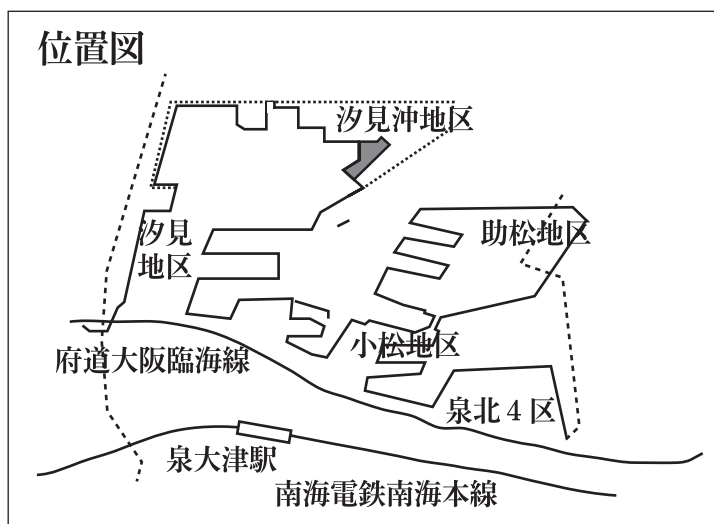
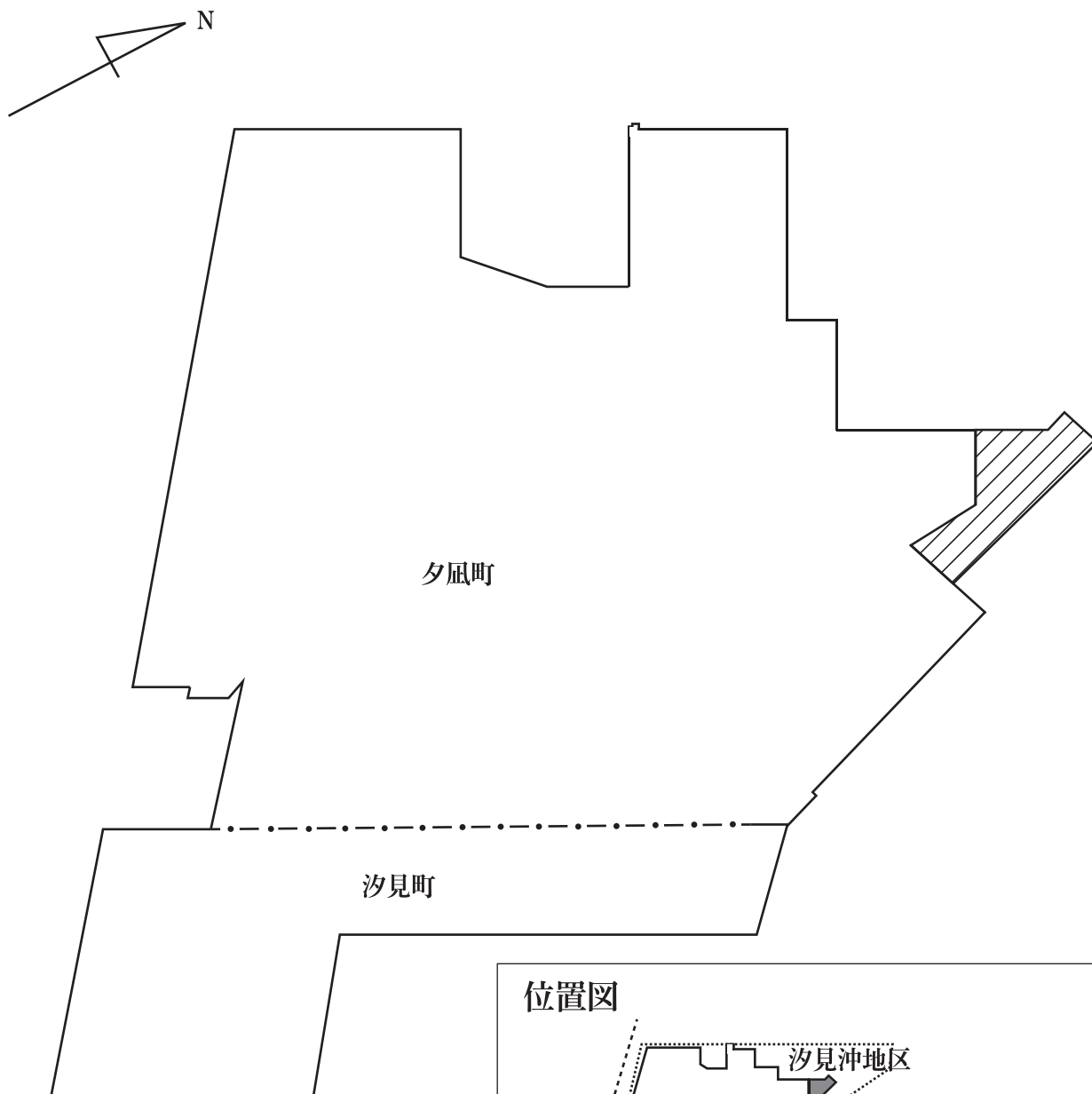
泉大津市長 南 出 賢 一

記

公有水面の埋立てによってあらたに生じた別図の斜線で示す区域を、夕風町の区域に編入する。

別図

凡 例		編入する区域
		町界



議案第 10 号

泉 大 津 市 総 合 計 画 策 定 の 件

第 4 次泉大津市総合計画後期基本計画を別添のとおり策定するため、泉大津市総合計画条例（平成 26 年泉大津市条例第 1 号）第 4 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

平成 27 年に策定した第 4 次泉大津市総合計画の中間見直しを図り、後期基本計画を策定するに当たり、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この案を提出する理由である。

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第 5 号)

令和元年度泉大津市一般会計補正予算

令和元年度泉大津市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,646 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,279,319 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		5,556,650	△18,274	5,538,376
	1 国庫負担金	4,855,214	20,266	4,875,480
	2 国庫補助金	651,222	△32,640	618,582
	3 委託金	50,214	△5,900	44,314
14 府支出金		1,942,837	35,725	1,978,562
	1 府負担金	1,370,219	54,967	1,425,186
	2 府補助金	428,784	7,119	435,903
	3 委託金	143,834	△26,361	117,473
15 財産収入		121,965	475	122,440
	1 財産運用収入	119,955	475	120,430
17 繰入金		547,291	36,094	583,385
	2 特別会計繰入金	27,881	36,094	63,975
19 諸収入		517,235	26	517,261
	2 市預金利子	10	26	36
20 市債		1,621,871	△51,400	1,570,471
	1 市債	1,621,871	△51,400	1,570,471
歳 入 合 計		28,276,673	2,646	28,279,319

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		266,744	△1,566	265,178
	1 議会費	266,744	△1,566	265,178
2 総務費		2,975,968	86,909	3,062,877
	1 総務管理費	2,260,468	132,522	2,392,990
	3 徴税費	250,922	△2,163	248,759
	4 戸籍住民登録費	224,157	1,179	225,336
	5 選挙費	119,576	△44,661	74,915
	8 テクスピア大阪管理運営費	88,872	32	88,904
3 民生費		13,079,463	75,784	13,155,247
	1 社会福祉費	4,660,018	27,896	4,687,914
	2 児童福祉費	4,398,620	14,662	4,413,282
	3 生活保護費	3,161,831	1,457	3,163,288
	6 国民健康保険事業費	847,124	31,769	878,893
4 衛生費		2,787,586	△64,649	2,722,937
	1 保健衛生費	672,682	836	673,518
	2 清掃費	1,125,361	△65,489	1,059,872

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 公園墓地費	23,899	4	23,903
6 商工費		256,583	△76,260	180,323
	1 商工費	256,583	△76,260	180,323
7 土木費		2,794,765	△134,207	2,660,558
	2 道路橋りょう費	475,371	△19,268	456,103
	4 都市計画費	667,821	△114,750	553,071
	5 下水道事業費	1,484,785	△221	1,484,564
	6 住宅費	87,120	32	87,152
8 消防費		815,815	△1,680	814,135
	1 消防費	815,815	△1,680	814,135
9 教育費		2,041,921	166,051	2,207,972
	1 教育総務費	541,237	92,355	633,592
	2 小学校費	411,761	51,200	462,961
	3 中学校費	287,576	28,355	315,931
	5 社会教育費	353,558	△4,959	348,599
	6 保健体育費	120,164	△900	119,264

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 公債費		2, 526, 361	△47, 736	2, 478, 625
	1 公債費	2, 526, 361	△47, 736	2, 478, 625
歳 出 合 計		28, 276, 673	2, 646	28, 279, 319

第2表 繰越明許費

単位(千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	4都市計画費	泉大津駅西地区 周辺整備事業	38,800
		公園施設整備事業	34,000
9 教育費	1教育総務費	情報環境整備事業 (教育政策課)	95,882
	2小学校費	小学校教材整備事業	61,200
	3中学校費	中学校教材整備事業	30,600
	5社会教育費	新図書館整備事業	50,578

第3表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
道路整備事業債	補正前	千円 30,800	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	5年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	14,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
街路整備事業費	補正前	156,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	112,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
公園整備事業費	補正前	40,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	26,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	補正前	25,300	同 上	同 上	同 上	10年以内	2年以内	同 上	同 上
	補正後	22,800	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
学校教育施設整備事業費	補正前	66,900	同 上	同 上	同 上	25年以内	5年以内	同 上	同 上
	補正後	114,700	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
新図書館整備事業費	補正前	22,800	同 上	同 上	同 上	20年以内	3年以内	同 上	同 上
	補正後	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
(補正額)		△ 51,400							
補正前の額		1,621,871							
合 計		1,570,471							

令和元年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 5 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
13 国庫支出金	5, 5 5 6, 6 5 0
14 府支出金	1, 9 4 2, 8 3 7
15 財産収入	1 2 1, 9 6 5
17 繰入金	5 4 7, 2 9 1
19 諸収入	5 1 7, 2 3 5
20 市債	1, 6 2 1, 8 7 1
歳 入 合 計	2 8, 2 7 6, 6 7 3

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 1 8, 2 7 4	5, 5 3 8, 3 7 6
3 5, 7 2 5	1, 9 7 8, 5 6 2
4 7 5	1 2 2, 4 4 0
3 6, 0 9 4	5 8 3, 3 8 5
2 6	5 1 7, 2 6 1
△ 5 1, 4 0 0	1, 5 7 0, 4 7 1
2, 6 4 6	2 8, 2 7 9, 3 1 9

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 議会費	266,744	△1,566
2 総務費	2,975,968	86,909
3 民生費	13,079,463	75,784
4 衛生費	2,787,586	△64,649
6 商工費	256,583	△76,260
7 土木費	2,794,765	△134,207
8 消防費	815,815	△1,680
9 教育費	2,041,921	166,051
10 公債費	2,526,361	△47,736
歳 出 合 計	28,276,673	2,646

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
265, 178				△1, 566
3, 062, 877	△31, 082		380	117, 611
13, 155, 247	83, 936		16	△8, 168
2, 722, 937	111		15	△64, 775
180, 323	△76, 260			
2, 660, 558	△106, 021	△73, 900	32	45, 682
814, 135		△2, 500		820
2, 207, 972	146, 767	25, 000	1	△5, 717
2, 478, 625			31	△47, 767
28, 279, 319	17, 451	△51, 400	475	36, 120

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,556,650	千円 △18,274	千円 5,538,376

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	4,843,893	20,266	4,864,159
計	4,855,214	20,266	4,875,480

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	199,203	△75,081	124,122
2 民生費国庫補助金	141,464	△1,722	139,742
3 衛生費国庫補助金	4,092	111	4,203
4 土木費国庫補助金	268,230	△65,043	203,187

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	11,429	特別障がい者手当等負担金 △1,530 自立支援医療費負担金 5,641 障がい者総合支援負担金 8,480 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 △1,162
2 児童福祉費負担金	4,110	児童扶養手当負担金 △10,184 児童手当負担金 △25,730 施設型給付費負担金 40,024
4 国民健康保険事業費負担金	4,727	国民健康保険基盤安定負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	△75,081	個人番号制度関連事務補助金 1,179 プレミアム付商品券事業事務費補助金 △13,260 プレミアム付商品券事業費補助金 △63,000
1 社会福祉費補助金	△914	地域生活支援事業費等補助金
2 児童福祉費補助金	△1,653	子ども・子育て支援交付金
3 生活保護費補助金	845	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
1 保健衛生費補助金	111	疾病予防対策事業費等補助金
1 土木費補助金	△61,443	社会資本整備総合交付金 △57,595

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 教育費国庫補助金	37,914	109,095	147,009
計	651,222	△32,640	618,582

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	29,047	△5,900	23,147
計	50,214	△5,900	44,314

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,942,837	千円 35,725	千円 1,978,562

(款) 14 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費府負担金	1,364,559	54,967	1,419,526

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		社会資本整備総合交付金（泉大津駅西地区周辺整備） △3,848
2 都市計画費補助金	△3,600	社会資本整備総合交付金（都市公園長寿命化整備） △2,500 街路交通調査費補助金 △800 立地適正化計画策定支援補助金 △300
1 小学校費補助金	74,859	G I G Aスクールネットワーク構築補助金 34,089 教育用パソコン整備補助金 40,770
2 中学校費補助金	34,236	G I G Aスクールネットワーク構築補助金 13,851 教育用パソコン整備補助金 20,385

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	△5,900	参議院議員通常選挙委託金

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	7,061	自立支援医療費負担金 2,821 障がい者総合支援負担金 4,240
2 児童福祉費負担金	3,379	児童手当負担金 △4,915

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	1, 370, 219	54, 967	1, 425, 186

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費府補助金	359, 408	446	359, 854
8 教育費府補助金	31, 467	6, 673	38, 140
計	428, 784	7, 119	435, 903

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	143, 311	△26, 361	116, 950
計	143, 834	△26, 361	117, 473

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		施設型給付費負担金 8,294
4 国民健康保険事業 費負担金	44,527	国民健康保険基盤安定負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	2,099	重度障がい者医療費等助成事業補助金 9,968 老人医療費等助成事業補助金 △7,412 地域生活支援事業費等補助金 △457
2 児童福祉費補助金	△1,653	子ども・子育て支援交付金
3 幼稚園費補助金	6,673	施設型給付費補助金

節		説 明
区 分	金 額	
4 選挙費委託金	△26,361	大阪府議会議員選挙委託金 △12,461 大阪府知事選挙委託金 △13,900

(款) 14 府支出金

(項) 1 府負担金

補 正 前	補 正 額	計
千円 121,965	千円 475	千円 122,440

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	3,179	475	3,654
計	119,955	475	120,430

補 正 前	補 正 額	計
千円 547,291	千円 36,094	千円 583,385

(款) 17 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 介護保険事業特別会計繰入金	0	36,094	36,094
計	27,881	36,094	63,975

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	475	減債基金利子収入 31 財政調整基金利子収入 199 都市施設整備基金利子収入 31 交流とふれあいのまちづくり基金利子収入 23 深喜人材育成基金利子収入 12 福祉基金利子収入 2 公園墓地基金利子収入 4 辻川穂太郎やすらぎ基金利子収入 8 泉大津市がんばろう基金利子収入 3 佐野幸子基金利子収入 1 地域環境基金利子収入 11 八木稔すこやか基金利子収入 6 泉大津市営住宅整備基金利子収入 32 テクスピア大阪産業振興整備基金利子収入 32 泉大津市セーフコミュニティ基金利子収入 5 泉大津市ふるさと応援基金利子収入 34 泉大津市公共施設整備基金利子収入 41

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険事業特別 会計繰入金	36,094	介護保険事業特別会計繰入金

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

補 正 前	補 正 額	計
千円 517,235	千円 26	千円 517,261

(款) 19 諸収入

(項) 2 市預金利子

目	補正前の額	補 正 額	計
1 市預金利子	10	26	36
計	10	26	36

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,621,871	千円 △51,400	千円 1,570,471

(款) 20 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
4 土木債	294,600	△73,900	220,700
5 消防債	25,300	△2,500	22,800
6 教育債	97,100	25,000	122,100
計	1,621,871	△51,400	1,570,471

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 市預金利子	26	金融機関預金利子

節		説 明
区 分	金 額	
1 都市計画債	△57,600	街路整備事業債 △43,800 公園整備事業債 △13,800
2 道路橋りょう債	△16,300	道路整備事業債
1 消防債	△2,500	消防施設整備事業債
1 小学校債	34,000	小学校整備事業債
2 中学校債	13,800	中学校整備事業債
4 社会教育債	△22,800	新図書館整備事業債

(款) 19 諸収入

(項) 2 市預金利子

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 266,744	千円 △1,566	千円 265,178

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	266,744	△1,566	265,178				△1,566
計	266,744	△1,566	265,178				△1,566

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,975,968	千円 86,909	千円 3,062,877

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,261,451	△13,443	1,248,008				△13,443

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等 11 需用費	△966 △600	2 議員人件費 △966	3 職員手当等 期末手当 △966
		6 議会だより発行事業 △600	11 需用費 印刷製本費 △600

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 役務費 13 委託料 14 使用料及び 賃借料	△500 △9,451 △3,492	6 電算処理事業 △680	13 委託料 プログラム作成委託料 △500
			14 使用料及び賃借料 電算機器借上料 △180
		7 住基ネットワーク整 備事業 △500	13 委託料 システム保守委託料 △150
			14 使用料及び賃借料 住民基本台帳ネットワークシステム設備 使用料 △350
		9 庁内ラン整備事業 △1,200	12 役務費 通信運搬費 △500
			14 使用料及び賃借料 パソコン借上料 △700 ウイルス対策ソフトライセンス使用料 △200 △500

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9 企画調査費	35,102	0	35,102			23	△23
18 都市施設整備基金費	5	31	36			31	
19 人材育成基金費	2	12	14			12	
20 がんばろう基金費	1	3	4			3	
22 財政調整基金費	407,671	145,839	553,510			199	145,640
23 セーフコミュニティ基金費	1	5	6			5	
24 ふるさと応援基金費	3	34	37			34	
25 公共施設整備基金費	4	41	45			41	
計	2,260,468	132,522	2,392,990			348	132,174

(項) 3 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 賦課徴収費	90,066	△2,163	87,903				△2,163
計	250,922	△2,163	248,759				△2,163

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		18 一般事務事業（総務課） △2,262	14 使用料及び賃借料 電子複写機使用料 △2,262
		21 庁舎維持管理事業 △8,801	13 委託料 △8,801 宿日直警備業務委託料 △5,016 庁舎設備管理業務委託料 △1,331 直流電源装置保守点検委託料 △198 昇降機及び自動扉保守点検委託料 △118 駐車場警備業務委託料 △2,138
		3 国際交流事業 0	
25 積立金	31	1 都市施設整備基金積立事業 31	25 積立金 都市施設整備基金積立金 31
25 積立金	12	1 深喜人材育成基金積立事業 12	25 積立金 深喜人材育成基金積立金 12
25 積立金	3	1 がんばろう基金積立事業 3	25 積立金 がんばろう基金積立金 3
25 積立金	145,839	1 財政調整基金積立事業 145,839	25 積立金 財政調整基金積立金 145,839
25 積立金	5	1 セーフコミュニティ基金積立事業 5	25 積立金 セーフコミュニティ基金積立金 5
25 積立金	34	1 ふるさと応援基金積立事業 34	25 積立金 ふるさと応援基金積立金 34
25 積立金	41	1 公共施設整備基金積立事業 41	25 積立金 公共施設整備基金積立金 41

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	△2,163	2 個人市・府民税賦課事務事業 △2,163	13 委託料 △2,163 年金特徴用端末設備保守委託料 △32 課税事務業務委託料 △2,131

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民登録費	224, 157	1, 179	225, 336	1, 179			
計	224, 157	1, 179	225, 336	1, 179			

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 大阪府議会 議員選挙費	13,862	△12,461	1,401	△12,461			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 賃金 19 負担金、補助及び交付金	△1,712 2,891	5 番号制度事務事業 1,179	7 賃金 △1,712 臨時職員賃金
			19 負担金、補助及び交付金 2,891 個人番号制度関連事務負担金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 賃金 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 18 備品購入費	△1,214 △6,667 △4 △358 △25 △22 △232 △1,677 △955 △1,249 △58	1 大阪府議会議員選挙事業 △12,461	1 報酬 △1,214 投票管理者等報酬 △376 投票立会人等報酬 △838
			3 職員手当等 △6,667 時間外勤務手当 △6,505 管理職員特別勤務手当 △162
			4 共済費 △4 雇用保険料負担金
			7 賃金 △358 臨時職員賃金
			8 報償費 △25 手話通訳謝礼
			9 旅費 △22 普通旅費 △5 費用弁償 △17
			11 需用費 △232 消耗品費 △50 食糧費 △104 印刷製本費 △78
			12 役務費 △1,677 通信運搬費 △222 選挙公報配布手数料 △875 人材派遣料 △381 投票用紙読取分類機運用手数料 △157 開票集計システムサポート料 △22 選挙用備品清掃手数料 △20
			13 委託料 △955 機器保守委託料 △19

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 泉大津市議会議員選挙費	37,431	△12,400	25,031				△12,400
5 参議院議員通常選挙費	28,702	△5,900	22,802	△5,900			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			ポスター掲示板設置委託料 △486 介助業務委託料 △450 14 使用料及び賃借料 △1,249 電子複写機使用料 △30 選挙用備品借上料 △618 投開票所借上料 △35 会場借上料 △440 タクシー借上料 △126 18 備品購入費 △58 選挙用備品費
3 職員手当等 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び交付金	△200 △600 △900 △300 △10,400	1 泉大津市議会議員 選挙事業 △12,400	3 職員手当等 △200 時間外勤務手当 △100 管理職員特別勤務手当 △100 12 役務費 △600 通信運搬費 △100 人材派遣料 △500 13 委託料 △900 ポスター掲示板設置委託料 14 使用料及び賃借料 △300 選挙用備品借上料 △200 会場借上料 △100 19 負担金、補助及び交付金 △10,400 公営選挙費用負担金
3 職員手当等 7 賃金 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 15 工事請負費 18 備品購入費	△400 △700 △100 △2,300 △700 △300 △300 △1,100	1 参議院議員通常選挙 事業 △5,900	3 職員手当等 △400 時間外勤務手当 △300 管理職員特別勤務手当 △100 7 賃金 △700 臨時職員賃金 11 需用費 △100 消耗品費 12 役務費 △2,300 通信運搬費 △1,300 人材派遣料 △1,000 13 委託料 △700 ポスター掲示板設置委託料 14 使用料及び賃借料 △300 選挙用備品借上料 △100 会場借上料 △200

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6 大阪府知事 選挙費	24,948	△13,900	11,048	△13,900			
計	119,576	△44,661	74,915	△32,261			△12,400

(項) 8 テクスピア大阪管理運営費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 テクスピア 大阪産業振 興整備基金 費	71,872	32	71,904			32	
計	88,872	32	88,904			32	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			15 工事請負費 △300 LAN配線工事費
			18 備品購入費 △1,100 選挙用備品費
1 報酬 △400 3 職員手当等 △2,000 7 賃金 △1,000 11 需用費 △2,300 12 役務費 △5,900 13 委託料 △1,700 14 使用料及び賃借料 △600		1 大阪府知事選挙事業 △13,900	1 報酬 △400 投票管理者等報酬 △100 投票立会人等報酬 △300
			3 職員手当等 △2,000 時間外勤務手当 △1,800 管理職員特別勤務手当 △200
			7 賃金 △1,000 臨時職員賃金
			11 需用費 △2,300 消耗品費 △400 印刷製本費 △1,900
			12 役務費 △5,900 通信運搬費 △3,300 選挙公報配布手数料 △900 交付機等点検手数料 △400 人材派遣料 △1,300
			13 委託料 △1,700 ポスター掲示板設置委託料
			14 使用料及び賃借料 △600 選挙用備品借上料 △200 会場借上料 △400

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	32	1 テクスピア大阪産業振興整備基金積立事業 32	25 積立金 32 テクスピア大阪産業振興整備基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

補 正 前	補 正 額	計
千円 13, 079, 463	千円 75, 784	千円 13, 155, 247

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	302, 875	△3, 850	299, 025	△1, 162			△2, 688
3 老人福祉費	2, 042, 759	1, 797	2, 044, 556				1, 797
4 老人医療助成費	55, 019	△14, 824	40, 195	△7, 412			△7, 412
8 障がい者福祉費	256, 713	17, 896	274, 609	8, 438			9, 458
9 障がい者総合支援費	1, 948, 545	26, 861	1, 975, 406	19, 811			7, 050
11 福祉基金費	11	2	13			2	
12 辻川穂太郎やすらぎ基金費	1	8	9			8	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料 19 負担金、補助及び交付金 20 扶助費	△4,000 1,700 △1,550	5 ふれあいバス運行事業 △4,000	13 委託料 バス運行管理委託料 △4,000
		11 泉州５市１町広域事業者指導事業 1,700	19 負担金、補助及び交付金 泉州５市１町広域事業者指導負担金 1,700
		13 生活困窮者自立支援事業 △1,550	20 扶助費 住居確保給付金 △1,550
19 負担金、補助及び交付金 28 繰出金	1,702 95	20 後期高齢者医療事業 1,702	19 負担金、補助及び交付金 後期高齢者医療広域連合負担金 1,702
		21 後期高齢者医療特別会計繰出金事業 95	28 繰出金 後期高齢者医療特別会計への繰出 95
20 扶助費	△14,824	1 老人医療費助成事業 △14,824	20 扶助費 医療費 △14,824
20 扶助費	17,896	2 特別障がい者手当等 給付事業 △2,040	20 扶助費 特別障がい者手当等 △2,040
		6 重度障がい者医療費 助成事業 19,936	20 扶助費 医療費 19,936
1 報酬 9 旅費 12 役務費 20 扶助費	△1,704 △125 448 28,242	1 障がい者総合支援給 付事業 28,690	12 役務費 自立支援審査支払手数料 448
			20 扶助費 障がい者総合支援給付費 28,242
		2 地域生活支援事業 △1,829	1 報酬 嘱託報酬 △1,704
			9 旅費 費用弁償 △125
25 積立金	2	1 福祉基金積立事業 2	25 積立金 福祉基金積立金 2
25 積立金	8	1 辻川穂太郎やすらぎ 基金積立事業 8	25 積立金 辻川穂太郎やすらぎ基金積立金 8

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
13 八木稔すこやか基金費	1	6	7			6	
計	4,660,018	27,896	4,687,914	19,675		16	8,205

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1,344,818	64,597	1,409,415	54,991			9,606
2 児童措置費	1,202,791	△35,560	1,167,231	△30,645			△4,915
3 母子福祉費	529,666	△30,553	499,113	△10,184			△20,369
6 子ども医療助成費	262,018	16,178	278,196				16,178
計	4,398,620	14,662	4,413,282	14,162			500

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 生活保護総務費	138,515	1,457	139,972	845			612
計	3,161,831	1,457	3,163,288	845			612

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	6	1 八木稔すこやか基金 積立事業 6	25 積立金 6 八木稔すこやか基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料 20 扶助費	△1,459 66,056	16 他市特定教育・保育 施設施設型給付事業 9,926	20 扶助費 9,926 施設型給付費
		17 特定教育・保育施設 施設型給付事業 56,130	20 扶助費 56,130 施設型給付費
		22 一般事務事業（子育 て応援課） △1,459	13 委託料 △1,459 子ども・子育て支援事業計画策定業務委 託料
20 扶助費	△35,560	1 児童手当支給事業 △35,560	20 扶助費 △35,560 児童手当
20 扶助費	△30,553	2 児童扶養手当支給 事業 △30,553	20 扶助費 △30,553 児童扶養手当
20 扶助費	16,178	1 子ども医療助成事業 16,178	20 扶助費 16,178 医療費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	1,457	2 一般事務事業（生活 福祉課） 1,457	13 委託料 1,457 プログラム変更委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 国民健康保険事業費	847,124	31,769	878,893	49,254			△17,485
計	847,124	31,769	878,893	49,254			△17,485

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,787,586	千円 △64,649	千円 2,722,937

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	207,690	1,636	209,326	111			1,525
5 保健事業費	88,460	△800	87,660				△800
計	672,682	836	673,518	111			725

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 清掃総務費	400,847	△65,500	335,347				△65,500
4 地域環境基金費	49,555	11	49,566			11	
計	1,125,361	△65,489	1,059,872			11	△65,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	31,769	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 31,769	28 繰出金 国民健康保険事業特別会計への繰出 31,769

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費 12 役務費 13 委託料	9 214 1,413	3 予防接種事業（子育て応援課） 1,010	13 委託料 予防接種委託料 1,010
		4 予防接種事業（健康づくり課） 626	11 需用費 消耗品費 9
			12 役務費 通信運搬費 214
			13 委託料 予防接種委託料 403
13 委託料	△800	4 健康管理事業 △800	13 委託料 健康増進教育委託料 △800

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 負担金、補助及び交付金	△65,500	2 泉北環境整備施設組合負担金事業（清掃） △65,500	19 負担金、補助及び交付金 泉北環境整備施設組合負担金 △65,500
25 積立金	11	1 地域環境基金積立事業 11	25 積立金 地域環境基金積立金 11

(款) 3 民生費

(項) 6 国民健康保険事業費

(項) 5 公園墓地費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公園墓地基金費	7,541	4	7,545			4	
計	23,899	4	23,903			4	

補 正 前	補 正 額	計
千円 256,583	千円 △76,260	千円 180,323

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	204,458	△76,260	128,198	△76,260			
計	256,583	△76,260	180,323	△76,260			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	4	1 公園墓地基金積立事業 4	25 積立金 公園墓地基金積立金 4

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	△200	6 プレミアム付商品 券事業 △76,260	1 報酬 嘱託報酬 △200
7 賃金	△3,300		7 賃金 臨時職員賃金 △3,300
9 旅費	△260		9 旅費 費用弁償 △260
12 役務費	△3,500		12 役務費 通信運搬費 △3,500
13 委託料	△69,000		13 委託料 電算処理委託料 △1,000 商品券発行業務委託料 △68,000

(款) 4 衛生費

(項) 5 公園墓地費

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,794,765	千円 △134,207	千円 2,660,558

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	96,839	0	96,839	△5,000			5,000
5 交通安全対策費	95,944	△1,420	94,524	△15,000			13,580
6 道路新設改良費	94,508	△17,848	76,660	△16,953	△16,300		15,405
計	475,371	△19,268	456,103	△36,953	△16,300		33,985

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	174,793	△1,800	172,993	△1,100			△700
3 街路事業費	264,366	△106,950	157,416	△81,431	△43,800		18,281

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 道路維持補修事業 0	
15 工事請負費 23 償還金、利子及び割引料 27 公課費	△390 △240 △790	4 自転車ネットワーク整備事業 △390	15 工事請負費 △390 道路改良工事費
		5 駐車場事業 △1,030	23 償還金、利子及び割引料 還付金 △240
			27 公課費 消費税及び地方消費税 △790
13 委託料 15 工事請負費	△17,077 △771	1 道路改良事業 △771	15 工事請負費 △771 舗装工事費
		2 橋りょう補修事業 0	
		3 小松町4号線道路改良事業 △17,077	13 委託料 △17,077 工事設計委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	△1,800	3 地域計画事業 △1,800	13 委託料 △1,800 総合交通戦略策定業務委託料
13 委託料 15 工事請負費 17 公有財産購入費 22 補償、補填及び賠償金	△4,210 △6,650 △20,640 △75,450	1 泉大津駅西地区周辺整備事業 △106,950	13 委託料 △4,210 工事設計委託料 △1,096 物件調査委託料 △3,114
			15 工事請負費 △6,650 道路改良工事費 △6,030 用地管理工事費 △620
			17 公有財産購入費 △20,640 用地購入費
			22 補償、補填及び賠償金 △75,450 補償費

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公園管理費	152,488	△1,500	150,988	13,463	△13,800		△1,163
5 緑化推進費	75,923	△4,500	71,423				△4,500
計	667,821	△114,750	553,071	△69,068	△57,600		11,918

(項) 5 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 都市下水路費	2,494	△221	2,273				△221
計	1,484,785	△221	1,484,564				△221

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 泉大津市営住宅整備基金費	4	32	36			32	
計	87,120	32	87,152			32	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	△1,500	2 公園施設整備事業 0	
		3 プール維持管理事業 △1,500	13 委託料 プール管理業務委託料 △1,500
12 役務費	△2,500	2 みどり維持管理事業 △4,500	12 役務費 ごみ処分手数料 △2,500
13 委託料	△2,000		13 委託料 薬剤散布委託料 △2,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 負担金、補助及び交付金	△221	1 泉北環境整備施設組合負担金事業（都市下水路） △221	19 負担金、補助及び交付金 泉北環境整備施設組合負担金 △221

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	32	1 泉大津市営住宅整備基金積立事業 32	25 積立金 泉大津市営住宅整備基金積立金 32

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

補 正 前	補 正 額	計
千円 815,815	千円 △1,680	千円 814,135

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 常備消防費	804,588	△1,680	802,908		△2,500		820
計	815,815	△1,680	814,135		△2,500		820

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,041,921	千円 166,051	千円 2,207,972

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 教育支援センター費	45,773	95,882	141,655	47,940	47,800		142
4 教育指導費	64,138	△1,793	62,345				△1,793
5 支援教育費	81,237	△1,735	79,502				△1,735

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費 18 備品購入費	820 △2,500	3 消防庁舎維持管理事業 820	11 需用費 820 光熱水費
		10 消防施設整備事業 △2,500	18 備品購入費 △2,500 車両購入費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	95,882	8 情報環境整備事業（教育政策課） 95,882	15 工事請負費 95,882 G I G Aスクールネットワーク設置工事費
11 需用費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 19 負担金、補助及び交付金	△900 △267 △126 △500	3 中学校教育振興事業 △1,026	11 需用費 △900 消耗品費
			14 使用料及び賃借料 △126 会場借上料
		14 おづみんプロジェクト事業 △500	19 負担金、補助及び交付金 △500 英語検定受験料補助金
		17 中学生国際交流事業 △267	13 委託料 △267 中学生国際交流事業委託料
7 賃金 19 負担金、補助及び交付金	△1,500 △235	2 介助員配置事業 △1,735	7 賃金 △1,500 臨時職員賃金
			19 負担金、補助及び交付金 △235 宿泊訓練参加負担金

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6 佐野幸子基金費	1	1	2			1	
計	541,237	92,355	633,592	47,940	47,800	1	△3,386

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	345,479	51,200	396,679	40,770			10,430
計	411,761	51,200	462,961	40,770			10,430

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	253,095	26,616	279,711	20,385			6,231
2 教育振興費	34,481	1,739	36,220				1,739
計	287,576	28,355	315,931	20,385			7,970

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 図書館費	117,110	0	117,110	40,978	△22,800		△18,178
9 留守家庭児童会費	105,519	△4,959	100,560	△3,306			△1,653

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	1	1 佐野幸子基金積立事業 1	25 積立金 佐野幸子基金積立金 1

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料 18 備品購入費	△10,000 61,200	5 小学校給食事業 △10,000	13 委託料 給食調理業務委託料 △10,000
		6 小学校教材整備事業 61,200	18 備品購入費 校用器具費 61,200

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料 18 備品購入費	△3,984 30,600	3 中学校教材整備事業 30,600	18 備品購入費 校用器具費 30,600
		6 中学校給食事業 △3,984	13 委託料 中学校給食業務委託料 △3,984
19 負担金、補助及び交付金	1,739	2 中学校就学援助事業 1,739	19 負担金、補助及び交付金 就学援助費 1,739

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		5 新図書館整備事業 0	
1 報酬 7 賃金	△800 △4,159	2 留守家庭児童会指導員配置事業 △4,959	1 報酬 嘱託報酬 △800
			7 賃金 臨時職員賃金 △4,159

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	353,558	△4,959	348,599	37,672	△22,800		△19,831

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総務費	42,406	△900	41,506				△900
計	120,164	△900	119,264				△900

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,526,361	千円 △47,736	千円 2,478,625

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	2,248,390	△18,063	2,230,327				△18,063
2 利子	277,971	△29,673	248,298			31	△29,704
計	2,526,361	△47,736	2,478,625			31	△47,767

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 役務費 13 委託料	△500 △400	1 児童等健康管理事業 (教育政策課) △900	12 役務費 △500 児童・生徒健康診断等手数料 △300 就学時健康診断等手数料 △200 13 委託料 △400 児童・生徒健康診断等委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
23 償還金、利子及び割引料	△18,063	1 長期償元金償還事業 △18,063	23 償還金、利子及び割引料 △18,063 長期償元金償還金
23 償還金、利子及び割引料	△29,673	1 長期償利子償還事業 △29,673	23 償還金、利子及び割引料 △29,673 長期償利子

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		24,528	11,416	1,714	167	37,825	7,064	44,889	
	議 員	16	106,680		45,440			152,120	39,188	191,308	
	その他の 特 別 職	1,156	437,008					437,008	69,533	506,541	
	計	1,175	543,688	24,528	56,856	1,714	167	626,953	115,785	742,738	
補 正 前	長 等	3		24,528	11,416	1,714	167	37,825	7,064	44,889	
	議 員	16	106,680		46,406			153,086	39,188	192,274	
	その他の 特 別 職	1,157	441,326					441,326	69,533	510,859	
	計	1,176	548,006	24,528	57,822	1,714	167	632,237	115,785	748,022	
比 較	長 等										
	議 員				△ 966			△ 966		△ 966	
	その他の 特 別 職	△ 1	△ 4,318					△ 4,318		△ 4,318	
	計	△ 1	△ 4,318		△ 966			△ 5,284		△ 5,284	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	(22) 449	1,623,676	1,432,388	3,056,064	575,696	3,631,760	
補正前	(22) 449	1,623,676	1,441,655	3,065,331	575,696	3,641,027	
比 較	(0) 0	0	△ 9,267	△ 9,267	0	△ 9,267	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,190	104,146	673,371	59,916	39,591	27,721	124,069	11,397
	補 正 前	50,190	104,146	673,371	59,916	39,591	27,721	132,774	11,397
	比 較	0	0	0	0	0	0	△ 8,705	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	316,289	4,616	0	0	19,745	1,337	1,432,388	
	補 正 前	316,289	4,616	0	0	19,745	1,899	1,441,655	
	比 較	0	0	0	0	0	△ 562	△ 9,267	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	△ 9,267	その他の 増減分	△9,267	異動等による減	

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普 通 債	12,694,084	600,800	△ 51,400	549,400	1,204,167	△ 18,063	1,186,104	12,090,717	12,057,380
(1) 総務債	692,217	17,700		17,700	117,913		117,913	592,004	592,004
(2) 民生債	522,166	54,600		54,600	13,302	△ 180	13,122	563,464	563,644
(3) 衛生債	433,955	80,400		80,400	49,473		49,473	464,882	464,882
(4) 農林水産業債	4,400							4,400	4,400
(5) 土木債	5,078,519	291,400	△ 73,900	217,500	629,464	△ 781	628,683	4,740,455	4,667,336
(6) 公営住宅債	731,229	34,300		34,300	32,464		32,464	733,065	733,065
(7) 消防債	1,001,382	25,300	△ 2,500	22,800	44,905	△ 2,622	42,283	981,777	981,899
(8) 教育債	4,230,216	97,100	25,000	122,100	316,646	△ 14,480	302,166	4,010,670	4,050,150
2. 災 害 復 旧 債	53,900							53,900	53,900
(1) 衛生債	400							400	400
(2) 土木債	33,700							33,700	33,700
(3) 公営住宅債	1,400							1,400	1,400
(4) 教育債	18,400							18,400	18,400
3. そ の 他 債	14,771,607	1,021,071		1,021,071	1,044,223		1,044,223	14,748,455	14,748,455
(1) 減税補てん債	254,369				59,665		59,665	194,704	194,704
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	14,381,789	1,021,071		1,021,071	974,843		974,843	14,428,017	14,428,017
(3) 減収補てん債	135,449				9,715		9,715	125,734	125,734
合 計	27,519,591	1,621,871	△ 51,400	1,570,471	2,248,390	△ 18,063	2,230,327	26,893,072	26,859,735

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

(補正第2号)

議案第 12 号

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180,950 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,565,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府支出金		5,998,053	9,498	6,007,551
	1 府補助金	5,998,053	9,498	6,007,551
4 繰入金		847,124	31,769	878,893
	1 他会計繰入金	847,124	31,769	878,893
6 繰越金		1	139,682	139,683
	1 繰越金	1	139,682	139,683
8 財産収入		0	1	1
	1 財産運用収入	0	1	1
歳 入 合 計		8,384,549	180,950	8,565,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,200,140	0	2,200,140
	1 医療給付費分	1,584,318	0	1,584,318
	2 後期高齢者支援金等分	442,964	0	442,964
	3 介護納付金分	172,858	0	172,858
5 基金積立金		1	79,042	79,043
	1 基金積立金	1	79,042	79,043
7 諸支出金		3,852	101,908	105,760
	2 償還金及び還付加算金	3,261	101,908	105,169
歳 出 合 計		8,384,549	180,950	8,565,499

令和元年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算に関する説明書

(補正第2号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
3 府支出金	5, 9 9 8, 0 5 3
4 繰入金	8 4 7, 1 2 4
6 繰越金	1
8 財産収入	0
歳 入 合 計	8, 3 8 4, 5 4 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
9, 4 9 8	6, 0 0 7, 5 5 1
3 1, 7 6 9	8 7 8, 8 9 3
1 3 9, 6 8 2	1 3 9, 6 8 3
1	1
1 8 0, 9 5 0	8, 5 6 5, 4 9 9

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 国民健康保険事業費納付金	2, 200, 140	0
5 基金積立金	1	79, 042
7 諸支出金	3, 852	101, 908
歳 出 合 計	8, 384, 549	180, 950

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2, 200, 140	9, 498		△9, 498	
79, 043			1	79, 041
105, 760				101, 908
8, 565, 499	9, 498		△9, 497	180, 949

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,998,053	千円 9,498	千円 6,007,551

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 老人等医療費助成補助金	0	9,498	9,498
計	5,998,053	9,498	6,007,551

補 正 前	補 正 額	計
千円 847,124	千円 31,769	千円 878,893

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	847,124	31,769	878,893

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 老人医療費助成補助金	2,836	老人医療費助成補助金
2 障がい者医療費助成補助金	5,068	障がい者医療費助成補助金
3 ひとり親家庭医療費助成補助金	1,594	ひとり親家庭医療費助成補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	56,220	保険料軽減分
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	9,456	保険者支援分
6 その他繰入金	△33,907	その他繰入金

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	847,124	31,769	878,893

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 139,682	千円 139,683

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	139,682	139,683
計	1	139,682	139,683

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 1	千円 1

(款) 8 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	0	1	1
計	0	1	1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	139,682	繰越金

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	1	財政調整基金利子収入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 200, 140	千円 0	千円 2, 200, 140

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者医療給付費分	1, 584, 049	0	1, 584, 049	9, 498		△9, 498	
計	1, 584, 318	0	1, 584, 318	9, 498		△9, 498	

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	442, 158	0	442, 158				
計	442, 964	0	442, 964				

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護納付金分	172, 858	0	172, 858				
計	172, 858	0	172, 858				

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業納 付金 0	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 医療給付費分

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 79,042	千円 79,043

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 財政調整基金積立金	1	79,042	79,043			1	79,041
計	1	79,042	79,043			1	79,041

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,852	千円 101,908	千円 105,760

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者保険料還付金	3,000	800	3,800				800
3 償還金	1	101,108	101,109				101,108
計	3,261	101,908	105,169				101,908

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	79,042	1 基金積立金 79,042	25 積立金 79,042 財政調整基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
23 償還金、利子及び割引料	800	1 一般被保険者保険料還付事業 800	23 償還金、利子及び割引料 800 一般被保険者保険料過誤納付還付金
23 償還金、利子及び割引料	101,108	1 国・府支出金返還事業 101,108	23 償還金、利子及び割引料 101,108 国府補助金等返還金

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第 4 号)

議案第 13 号

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,094 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,632,046 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		977,622	36,094	1,013,716
	2 基金繰入金	92,003	36,094	128,097
歳 入 合 計		5,595,952	36,094	5,632,046

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		49,407	36,094	85,501
	2 繰出金	0	36,094	36,094
歳 出 合 計		5,595,952	36,094	5,632,046

令和元年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第4号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
6 繰入金	9 7 7, 6 2 2
歳 入 合 計	5, 5 9 5, 9 5 2

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
3 6, 0 9 4	1, 0 1 3, 7 1 6
3 6, 0 9 4	5, 6 3 2, 0 4 6

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
6 諸支出金	49,407	36,094
歳 出 合 計	5,595,952	36,094

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
85, 501				36, 094
5, 632, 046				36, 094

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 977,622	千円 36,094	千円 1,013,716

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	92,003	36,094	128,097
計	92,003	36,094	128,097

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	36,094	介護給付費準備基金繰入金

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 49,407	千円 36,094	千円 85,501

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰出金	0	36,094	36,094				36,094
計	0	36,094	36,094				36,094

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	36,094	1 一般会計繰出金事業 36,094	28 繰出金 36,094 一般会計への繰出金

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

(補正第2号)

議案第 14 号

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 927,246 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		229,312	95	229,407
	1 一般会計繰入金	229,312	95	229,407
歳 入 合 計		927,151	95	927,246

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		30,414	95	30,509
	2 徴収費	3,899	95	3,994
歳 出 合 計		927,151	95	927,246

令和元年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

(補正第 2 号)

歳入歳出補正予算

1 総括 歳入

款	補正前の額
2 繰入金	229,312
歳入合計	927,151

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
9 5	2 2 9, 4 0 7
9 5	9 2 7, 2 4 6

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	30,414	95
歳 出 合 計	927,151	95

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
30, 509				95
927, 246				95

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 229,312	千円 95	千円 229,407

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	229,312	95	229,407
計	229,312	95	229,407

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 事務費繰入金	95	事務費繰入金

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 30,414	千円 95	千円 30,509

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 徴収費	3,542	95	3,637				95
計	3,899	95	3,994				95

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 役務費	95	1 保険料徴収事業 95	12 役務費 95 通信運搬費

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

(補正第 2 号)

議案第 15 号

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60,066 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,231,185 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		335,000	△23,260	311,740
	1 国庫補助金	335,000	△23,260	311,740
5 繰入金		1,420,112	△7,265	1,412,847
	2 基金繰入金	37,112	△7,265	29,847
6 諸収入		40,052	△27,841	12,211
	4 雑入	40,000	△27,841	12,159
7 市債		1,265,220	△1,700	1,263,520
	1 市債	1,265,220	△1,700	1,263,520
歳 入 合 計		4,291,251	△60,066	4,231,185

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		198, 920	6, 422	205, 342
	1 総務管理費	198, 920	6, 422	205, 342
2 事業費		848, 629	△65, 555	783, 074
	1 下水道事業費	848, 629	△65, 555	783, 074
3 維持管理費		542, 450	△933	541, 517
	1 下水道管理費	542, 450	△933	541, 517
歳 出 合 計		4, 291, 251	△60, 066	4, 231, 185

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 事 業 費	1 下水道事業費	管 渠 事 業	千円 24,320
		ポンプ場更新事業	千円 187,452

第 3 表 地 方 債 補 正

起債の目的		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
下水道事業費	補 正 前	千円 1,265,220	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内	政府資金 又は銀行 その他資金	40年以内	5年以内	半年賦及び 年賦元利均 等又は半年 賦元金均等 償還	市財政の都合により償還 期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
	補 正 後	1,263,520	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
	(補正額)	△ 1,700							
	補正前の額	1,265,220							
合 計		1,263,520							

令和元年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算に
関する説明書

(補正第2号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
3 国庫支出金	3 3 5, 0 0 0
5 繰入金	1, 4 2 0, 1 1 2
6 諸収入	4 0, 0 5 2
7 市債	1, 2 6 5, 2 2 0
歳 入 合 計	4, 2 9 1, 2 5 1

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 2 3, 2 6 0	3 1 1, 7 4 0
△ 7, 2 6 5	1, 4 1 2, 8 4 7
△ 2 7, 8 4 1	1 2, 2 1 1
△ 1, 7 0 0	1, 2 6 3, 5 2 0
△ 6 0, 0 6 6	4, 2 3 1, 1 8 5

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	198, 920	6, 422
2 事業費	848, 629	△65, 555
3 維持管理費	542, 450	△933
歳 出 合 計	4, 291, 251	△60, 066

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
205,342				6,422
783,074	△23,260	△1,700	△27,841	△12,754
541,517				△933
4,231,185	△23,260	△1,700	△27,841	△7,265

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 335,000	千円 △23,260	千円 311,740

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費国庫補助金	335,000	△23,260	311,740
計	335,000	△23,260	311,740

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,420,112	千円 △7,265	千円 1,412,847

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道基金繰入金	37,112	△7,265	29,847
計	37,112	△7,265	29,847

補 正 前	補 正 額	計
千円 40,052	千円 △27,841	千円 12,211

(款) 6 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	40,000	△27,841	12,159

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 管渠事業費補助金	△23,260	社会資本整備総合交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道基金繰入金	△7,265	下水道基金繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	△27,841	堺泉北港汐見沖地区開発負担金

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	40,000	△27,841	12,159

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,265,220	千円 △1,700	千円 1,263,520

(款) 7 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道債	1,265,220	△1,700	1,263,520
計	1,265,220	△1,700	1,263,520

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道債	△1,700	下水道事業債

(款) 6 諸収入

(項) 4 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 198,920	千円 6,422	千円 205,342

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	179,634	6,422	186,056				6,422
計	198,920	6,422	205,342				6,422

補 正 前	補 正 額	計
千円 848,629	千円 △65,555	千円 783,074

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 管渠事業費	219,529	△65,555	153,974	△23,260	△1,700	△27,841	△12,754
計	848,629	△65,555	783,074	△23,260	△1,700	△27,841	△12,754

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	90	1 人件費 948	2 給料 90
3 職員手当等	726		一般職給
4 共済費	132		3 職員手当等 726
27 公課費	5,474		扶養手当 240
			地域手当 20
			期末勤勉手当 150
			通勤手当 316
			4 共済費 132
			共済組合補給金
		2 一般事務事業 5,474	27 公課費 5,474
			消費税及び地方消費税

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	△65,555	2 管渠事業 △65,555	13 委託料 △65,555
			実施設計委託料 △9,864
			事業委託料 △55,691

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 542,450	千円 △933	千円 541,517

(款) 3 維持管理費

(項) 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 管渠管理費	61,104	△1,029	60,075				△1,029
2 ポンプ場管理費	145,029	96	145,125				96
計	542,450	△933	541,517				△933

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△570 △278 △181	1 人件費 △1,029	2 給料 一般職給 △570
			3 職員手当等 扶養手当 △278 地域手当 △180 期末勤勉手当 △45 通勤手当 △287 住居手当 72 162
			4 共済費 共済組合補給金 △181
2 給料 4 共済費	46 50	1 人件費 96	2 給料 一般職給 46
			4 共済費 共済組合補給金 50

(款) 3 維持管理費

(項) 1 下水道管理費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 8	32,926	22,798	55,724	11,475	67,199	
補正前	(1) 8	33,360	22,350	55,710	11,474	67,184	
比 較	(0) 0	△ 434	448	14	1	15	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)
	補 正 後	1,176	2,160	13,885	1,896	1,392
	補 正 前	1,116	2,185	14,022	1,896	1,004
	比 較	60	△ 25	△ 137	0	388
	区 分	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	休日勤務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	810	1,443	0	36	22,798
	補 正 前	648	1,443	0	36	22,350
	比 較	162	0	0	0	448

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△ 434	その他の 増減分	△ 434	異動等による減	
職員手当	448	その他の 増減分	448	異動等による増	

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 の 増 減 見 込 額						当 該 年 度 末 現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
下 水 道 事 業 債	22,925,526	1,265,220	△ 1,700	1,263,520	2,135,699	0	2,135,699	22,055,047	22,053,347

令和元年度泉大津市水道事業会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市水道事業会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度泉大津市水道事業会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市水道事業会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

第1条 令和元年度泉大津市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度泉大津市水道事業会計予算第4条本文中「439,686千円」を「421,686千円」に、「31,093千円」を「26,357千円」に、「408,593千円」を「395,329千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	179,613千円	△37,000千円	142,613千円
第2項 工事負担金	41,753千円	△37,000千円	4,753千円
	支	出	
第1款 資本的支出	619,299千円	△55,000千円	564,299千円
第1項 建設改良費	450,231千円	△55,000千円	395,231千円

令和2年2月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和元年度泉大津市水道

資本的收入

収

款	項	目
1 資本的收入		
	2 工事負担金	
		1 工事負担金

支

款	項	目
1 資本の支出		
	1 建設改良費	
		7 堺泉北港水道施設費
		8 配水管整備費

事業会計補正予算実施計画

及び支出

入

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
179,613	△ 37,000	142,613
41,753	△ 37,000	4,753
41,753	△ 37,000	4,753

出

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
619,299	△ 55,000	564,299
450,231	△ 55,000	395,231
5,925	△ 5,000	925
341,120	△ 50,000	291,120

令和元年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	323,164
減価償却費	386,169
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 6,016
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 2,197
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1,325
長期前受金戻入額	△ 128,282
受取利息	△ 8,520
支払利息	62,591
固定資産除却損	6,490
未収金の増減額(△は増加)	△ 19,289
未払金の増減額(△は減少)	4,009
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 351
前払金の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	1,605
小計	618,048
利息の受取額	8,520
利息の支払額	△ 62,591
業務活動によるキャッシュ・フロー	563,977

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 336,925
国庫補助金等による収入	41,753
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入	5,346
貸付金の回収による収入	50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 239,826

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	83,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 169,068
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,068

資金増減額(△は減少)	238,083
資金期首残高	2,460,889
資金期末残高	2,698,972

令和元年度泉大津市水道事業会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 収 入		179,613	△ 37,000	142,613
2 工事負担金		41,753	△ 37,000	4,753
	1 工 事 負 担 金	41,753	△ 37,000	4,753

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 支 出		619,299	△ 55,000	564,299
1 建設改良費		450,231	△ 55,000	395,231
	7 堺泉北港水道施設費	5,925	△ 5,000	925
	8 配水管整備費	341,120	△ 50,000	291,120

収 入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 工 事 負 担 金	△ 37,000	堺泉北港水道施設工事負担金 △ 6,000 配水管布設替工事負担金 △ 31,000

支 出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
17 委 託 料	△ 1,000	設計業務委託料
21 請 負 工 事 費	△ 4,000	配水管布設替工事費
17 委 託 料	△ 2,000	設計業務委託料
21 請 負 工 事 費	△ 48,000	路面復旧工事費 △ 20,000 配水管布設替工事費 △ 28,000

(款) 1 資本的收入 (項) 1 企業債

令和元年度泉大津市病院事業会計補正予算

(補正第 1 号)

令和元年度泉大津市病院事業会計補正予算

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度泉大津市病院事業会計予算」の名称を「令和元年度泉大津市病院事業会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

第 1 条 令和元年度泉大津市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和元年度泉大津市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	6,164,242 千円	0 千円	6,164,242 千円
第 1 項 医業費用	5,955,629 千円	0 千円	5,955,629 千円

第 3 条 予算第 4 条本文中「327,495 千円」を「325,472 千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	345,814 千円	2,023 千円	347,837 千円
第 4 項 諸収入	20 千円	2,023 千円	2,043 千円

第 4 条 予算第 8 条中「3,296,092 千円」を「3,256,092 千円」に改める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和元年度泉大津市病院

収 益 の
支

款	項	目
1 病 院 事 業 費 用		
	1 医 業 費 用	
		1 給 与 費
		2 材 料 費

事業会計補正予算実施計画

支 出
出

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
6,164,242	0	6,164,242
5,955,629	0	5,955,629
3,314,691	△ 40,000	3,274,691
1,048,060	40,000	1,088,060

資 本 的
収

款	項	目
1 資 本 的 収 入		
	4 諸 収 入	
		3 そ の 他 収 入

収 入
入

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円 345,814	千円 2,023	千円 347,837
20	2,023	2,043
0	2,023	2,023

令和元年度 泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 180,943
減価償却費	289,645
固定資産除却費	5,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,289
退職給付引当金の増減額(△は減少)	36,838
賞与引当金の増減額(△は減少)	11,862
長期前受金戻入額	△ 4,589
支払利息	93,762
未収金の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
その他(△は増加)	7,284
小計	260,148
利息の支払額	△ 93,762
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	166,386

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 81,648
補助金等による収入	22,003
看護師養成費貸付による支出	△ 3,928
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 63,573

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,550,000
一時借入れの返済による支出	△ 1,400,000
企業債の償還による支出	△ 454,561
他会計長期借入金の返還による支出	△ 50,000
他会計からの出資による収入	325,774
リース債務の返済による支出	△ 76,640
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 105,427

資金増加(減少)額	△ 2,614
資金期首残高	91,311
資金期末残高	88,697

給 与 費 明 細 書

総 括

区 分		職員数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	311	418,476	1,144,427	25,076	1,167,248	2,755,227	500,865	3,256,092
	資本勘定支弁職員									
	合 計	1	311	418,476	1,144,427	25,076	1,167,248	2,755,227	500,865	3,256,092
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	311	428,476	1,144,427	25,076	1,197,248	2,795,227	500,865	3,296,092
	資本勘定支弁職員									
	合 計	1	311	428,476	1,144,427	25,076	1,197,248	2,795,227	500,865	3,296,092
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	△ 10,000	0	0	△ 30,000	△ 40,000	0	△ 40,000
	資本勘定支弁職員									
	合 計	0	0	△ 10,000	0	0	△ 30,000	△ 40,000	0	△ 40,000

手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	72,424	26,569	36,183	22,096	490,199
	補 正 前	72,424	26,569	36,183	22,096	490,199
	比 較	0	0	0	0	0
	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	補 正 後	72,462	53,869	21,592	269,344	17,438
	補 正 前	72,462	73,869	21,592	279,344	17,438
	比 較	0	△ 20,000	0	△ 10,000	0
	区 分	管 理 職 特 別 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	合 計 (千円)		
	補 正 後	0	85,072	1,167,248		
	補 正 前	0	85,072	1,197,248		
	比 較	0	0	△ 30,000		

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
手 当	(千円) △ 30,000	その他の増減分	(千円) △ 30,000	時間外業務等の減少による減	

令和元年度泉大津市病院事業会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

収 益 の

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 病 院 事 業 費 用		6,164,242	0	6,164,242
1 医 業 費 用		5,955,629	0	5,955,629
	1 給 与 費	3,314,691	△ 40,000	3,274,691
	2 材 料 費	1,048,060	40,000	1,088,060

支 出

各 目 明 細			
節	金 額	備 考	
	千円	千円	
2 手 当	△ 30,000	医師手当	△ 10,000
		看護師手当	△ 13,000
		医療技術員手当	△ 7,000
5 報 酬	△ 10,000	△ 10,000	
1 薬 品 費	40,000	一括購買薬品費	40,000

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入		千円 345,814	千円 2,023	千円 347,837
4 諸 収 入		20	2,023	2,043
	3 そ の 他 収 入	0	2,023	2,023

収 入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 そ の 他 収 入	2,023	建物損害共済災害共済金 2,023